

令和5年度岩手県卓越技能者表彰

1 表彰区分

- (1) 卓越技能者表彰 10名以内
- (2) 青年卓越技能者表彰 30名以内

2 表彰式

令和5年11月13日(月) アイーナ7階 小田島組☆ほ〜る

3 推薦書類

- (1) 卓越技能者(青年卓越技能者)表彰推薦書(様式3)
- (2) 事績調書(様式4の1(共通)及び様式4の2から4の4までいずれか1つ)
- (3) 履歴書(様式5)
- (4) 付属資料

4 推薦期限

令和5年7月12日(水)

5 留意事項

- (1) 付属資料については、技能・功績等の卓越性を証明する表彰状、免状、写真、図面、新聞や雑誌の切抜き等を可能な限り収集し、添付すること。(付属資料は、可能な限りA4判サイズとし、コピーする場合はできるだけ鮮明なものを提出すること。)
- (2) 従事する職業は、技能的職業であれば製造業をはじめ、全ての産業に属する職業が含まれることから、適格者を広く把握願いたいこと。
- (3) 技能者的な側面は有するものの、当該者の職歴等から総合的に判断して、社会通念上、技術者とみなされる者は推薦の対象にはならないので注意願いたいこと。
- (4) 候補者の現役性については、特に、高齢者の場合、現役性に問題がある場合が多いので、現役性に欠ける者の推薦は控えていただきたいこと。なお、作業に従事している状況が確認できる写真を添付願いたいこと。
- (5) 候補者は県内就業者または、県内居住者とする。
- (6) 候補者の職種については、生業的、伝統工芸的職種に偏る傾向が見られることから、特に市町村においては、各企業に照会のうえ、工業的職種からの推薦について配慮願いたいこと。
- (7) 候補者の推薦に当たっては、過去において禁固以上の刑に処せられたり、他の技能者の模範として相応しくない事実が無いことを十分に確認いただくとともに、推薦後において模範とするに欠ける事実が生じた場合は速やかに連絡願いたいこと。また、推薦後、現役性の変更(死亡、病気等)及び身分上の変動(転勤、住所変更等)その他提出書類の記載事項に変更が生じた場合等にあっても、速やかに連絡願いたいこと。
- (8) 女性や障がいのある候補者についても、積極的に推薦願いたいこと。
- (9) 候補者の事績調書の記載に当たっては、記載要領に留意して記入するとともに、電子データも併せて提出願いたいこと。なお、電子データの様式は岩手県ホームページ(定住推進・雇用労働室「岩手県卓越技能者表彰について」)からダウンロードすること。
<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/koyouroudou/nouryokukaihatsu/1009464.html>
- (10) 卓越した技能者の表彰(いわゆる現代の名工)に関する当県から国への被表彰者の推薦は、岩手県卓越技能者表彰(本表彰)を受賞した者の中から選考の上推薦する取扱いとしていること。

6 問合せ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 労働担当 小野寺氏

電話 019-629-5583 FAX019-629-5589 E-mail eri-onodera@pref.iwate.jp

調書記載要領

1 事績調書（様式4の1関係）

- (1) 「氏名」欄には、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付すこと。特に、旧字、略字等は正しく記入すること。なお、雅号等がある者については、その雅号等を氏名の下に（ ）書きで記入すること。
- (2) 「生年月日」欄の年齢は、（ ）内に表彰式が行われる予定日の令和5年11月13日現在における満年齢を記入すること。
- (3) 「本籍」欄には、都道府県名を記入し、「現住所」欄には、現住所、郵便番号、電話番号を略さず記入すること。
- (4) 「就業地」欄のうち「事業所名」欄には、雇用されている場合にあつては雇用事業所名を、自営している場合にあつては屋号名を、また「所在地」欄には、事業所等の住所、郵便番号、電話番号を略さず記入すること。
- (5) 「職種」欄には、その者の有する技能にかかる職種が属するものを技能者表彰実施要領（厚生労働省職業能力開発局）別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」の職種（2）の中から該当する職種名を記入すること。

2 卓越技能の概要（様式4の2から4の4の関係）

- (1) 本調書は被表彰者の選考のための基本票となるので、記載に当たっては「何が卓越しているか」のみならず、卓越している技能の内容について具体的に説明いただくとともに、その技能が優れている理由や、その状況証拠を中心に具体的に、かつ、分かりやすく丁寧に記述すること。
なお、1ページに記入することが困難な場合は、2ページに渡っても差し支えないこと。
- (2) 「技能の卓越性」及び「産業振興度社会的評価」欄については、それぞれ事項を見出し書きし、その事項について、下記（3）及び（4）により具体的に記載すること。
なお、一般的でない文字・用語等については、ふりがなを付すとともに、専門的用語を使用する場合には、用語の説明資料を別途作成し、添付すること。
- (3) 「技能の卓越性」欄には、当該技能者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴あるいは他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に記入すること。
- (4) 「産業振興度社会的評価」欄には、企業、産業界及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な事績について具体的に記入すること。
- (5) 「後継者育成」欄には、その者が後進の指導・育成に当たった方法、対象及び範囲等について具体的に記入すること。